

## 会議録

会議の名称	令和元年度第3回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	令和元年8月28日（水曜日）午前9時30分から11時30分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 502・503会議室
出席者	委員：森田会長、菅野副会長、石橋委員、遠藤委員、大塚委員、齋藤委員、島崎委員、武田委員、田谷委員、寺澤委員、保谷委員 事務局：子育て支援部長 古厩、子育て支援課長 清水、子育て支援課主幹 岡田、保育課長 遠藤、保育課主幹 海老澤、はこべら保育園長 三浦、すみよし保育園長 田中、けやき保育園長 笹本、子ども家庭支援センター長 八矢、子育て支援課 栗林、八巻、保育課 増岡、古川 欠席者：網干委員、井上委員、田中委員、平見委員、横山委員
議題	1 審議 (1) 保育所入所基準の検討について（諮問） (2) 新規開設保育所に係る利用定員について *認可保育園 1園 (3) 計画専門部会の構成について 2 報告 (1) 幼児教育・保育無償化について (2) 令和元年度審議スケジュールについて 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市子ども子育て審議会委員名簿 資料2 西東京市子ども子育て審議会条例 資料3 西東京市子ども子育て審議会代理出席要領 資料4 西東京市子ども子育て審議会傍聴要領 資料5 入所選考基準の検討課題について 資料6 認可保育所の利用定員について 資料7 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定について 資料8 西東京市子ども子育て審議会 計画専門部会会員名簿（案） 資料9 幼児教育・保育無償化について 資料10 令和元年度子ども子育て審議会 開催スケジュール
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 審議</p> <p>(1) 保育所入所基準の検討について（諮問）</p> <p>○森田会長： 事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局から資料5について説明）</p> <p>○森田会長： 保育所は入所希望者が申請して、申請した人の条件を入所選考基準により点数化し</p>	

て、点数が多い人から入れていく。点数によって希望が通ったり、通らなかつたりする。とくに0・1・2歳は待機している方がいる。保育所に入れないと、この人たちの生活が全部変わってくる。どんな人が入れるかということは、この審議会できちんと審議していくということになっている。これまでに3回くらい、毎年のように不具合をどうすべきか審議している。

今年度は、待機児が何人いるのか。

○事務局：

待機児は108人である。0歳が15人、1歳が61人、2歳が22人、3～4歳が10人程度である。

○森田会長：

利用定員をいろいろなところで増やすこともしてもらいながら、待機をしている人たちの状況にできるだけ合うかたちの保育の提供を考えていく必要がある。児童福祉施設としての保育所なので、できるだけ条件の厳しい人に入ってもらえるように考えるわけだが、多様な子育ての仕方を認めていく社会でありたい。これは私たちが考えていかなければならない。

乳児期にどのような子育ての仕方をするか、それぞれの家庭で考えて決めていくことになると思う。その中で、働き方を変えることで対応する方、住むところを変えて対応する方等、いろいろな方法で工夫している方がいる。

働き方を変えることで対応する方法のひとつが、育児休業制度である。育児の期間を長くするとか、父母両方が育児を取れるようにするとか、育児期間中の有給の割合とか、働く側で整備をして、できる限り家庭の中で、自分たちで子育てしたいということを支えている。

育児休業は2年間取得できるが、国の制度整備がなかなか進んでいないため、無条件で、有給で取得することはできない。しかし、国は中間的な方法を採用していて、1歳までは有給で育児を認め、その先、保育所に入れなかった場合は、2歳まで認めるとしている。

そのような中で、仕事に復帰できるなら、無給でも子どもが2歳になるまでは仕事を休んで自分で子育てしたい、という親がいる。この場合、親が育児取得のために保育所に申込みするわけだが、保育所に入れてしまうと元々の希望が立ち行かなくなってしまう。こういう人たちがいるということも、実はここ数年ではっきりしてきたことである。各自治体で、保育所に入れたけれど、やめたいという方も出てくる。絶対入れないようなところに応募してわざわざ落ちる等、いろいろなかたちをとる人たちが出てきている。事務局の説明では、西東京市でも恐らくそうだろうという人たちが20～30人いるようである。

落ちた人は非常にづらい思いをしなければならないし、もっとも入所したい施設に入所できないということも出てくる。そして、入所決定の日程が遅くなってしまうので、職場復帰のための準備もできなくなってしまう。このようなことから、希望者については、自治体の裁量でわかるように申請してもらった方が良いのではないかと、というのが議題の内容である。国も保育には欠けるが入所を認めなくてもいいという考え方を示しており、その範囲内で、西東京市は意思表示をする希望者の持ち点を0点にするという新しい入所基準を提案している。いくつかの自治体でもこのような基準の変更をして、次

の入所の申請から適応しようとしている。

このことについて、承認いただけるだろうか。

○保谷委員：

0点にするのはいいが、保育園に入りたいと虚偽で出してくる申請を実際に見極めることができるのか。

○事務局：

保育所入所保留通知書を出すときに、それぞれ点数をつけて保護者にお送りしているので自分が何点かということはお分かりいただける。それと、入所の申請時に、育児休業を延ばしたいのでそれを踏まえて審査してほしいという意思表示はしてもらおう。

○保谷委員：

申請はするということか。

○事務局：

そうである。申請はしていただく。

○森田会長：

書類をもって申請をするので、意思表示の確認については心配ない。ただし、育児休業制度があるところに勤務していればいいが、自営業の場合はどうするかという問題はある。自営業はもともと育児休業制度がないため、不公平であるとかいろいろ言う方もいる。しかし、育児休業というのは、勤務している方たちの持っているひとつの権利であるので、そこまでは議論しないということである。よろしいだろうか。

○武田委員：

制度そのものを、育児休業を2年間認めるとすれば何の問題もないのにと考えた。1年取得したところで、この手続きをしなければならないという、矛盾を感じるがやむを得ないだろう。

○森田会長：

2年ほど前から、各自治体は国に要望書を出している。手続きをせずに、育休を2年間取れるようにしてほしいという内容だが、なかなかそうはならないのでこのような手法を採用している。わかりにくいことなので、申請の際、きちんと周知をしてほしい。

○武田委員：

とにかく申請はしてもらおうということで、事務サイドとしては余分な書類があるとは思いますが、ご苦勞様ですとしかいえない。

○寺澤委員：

「育児休業の延長を希望する」という書き方のままで、書類を作成するのか。

○事務局：

その予定だが、もしこの表現の方がわかりやすいというものがあれば、ご意見いただきたい。

○寺澤委員：

この書き方だと、保育所入所保留通知書が届かないように読めてしまうので、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」という国の文言の方がわかりやすいと思う。「育児休業の延長を希望する」だと、わざと落ちるということがよくわかると思うのだが、保育所入所保留通知書が発行されないのではないか、0点の人は審査の土俵にも上げてもらえないのではないかと、思ってしまう。

○事務局：

この文言は、選考基準として内部で使用するものである。

○寺澤委員：

承知した。

○森田会長：

適正な早い時期に入所が確定して、必要な方に保育が提供され、休みたい方は安心して休める、そういう社会が形成されることが大切だと思う。

それにしても、3～4歳で約10人が待機児というのは深刻な問題かと思う。次年度に向けて、定員の見直しも含めて議論しなければならない課題だと思う。待機児については、1歳の61人も多いが、どこの自治体も1歳が増えてきている状況ではある。しかし、西東京市全体として108人の待機児がいるというのは多いので、どのように保育所の定員枠を増やしていくのかということが課題と思う。いろいろな増やし方があるが、保育所を長期利用しない方法で、一時保育の定期利用型というかたちで増やしている自治体もあるので、多様な保育所の使い方も検討しながら、早期に対応するというのを考えたいと思う。

それでは、保育所入所選考基準の見直しについては、事務局の提案のとおり承認することによってよろしいか。

(異議なし)

## (2) 新規開設保育所に係る利用定員について

\*認可保育園 1園

○森田会長：

保育所の利用定員を今年度までに何人増やすのかということ子ども・子育て支援事業計画に定めている。その数に従って、今回新たに整備するものがあるということである。整備する施設について、東京都と西東京市の協議、都の審査はすでに終わっているが、最終承認は自治体が行うということになっている。利用定員の議論については、この審議会がその役割をもっているので、議題にあがっている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料6について説明)

○森田会長：

この施設は、認証保育所からの認可化ではないか。

○事務局：

認可化ではなく新規である。

○森田会長：

保育の待機児がかなりいる地域か。

○事務局：

そうである。田無駅近辺については待機児が多い。

○森田会長：

2号認定(3～5歳)の利用定員について、さきほどの話では市全体で、3・4歳で10人ほどの待機児がいるということだったが、4・5歳の定員枠は、当然利用する希望者がいない場合もある。臨時的に、他の歳児の定員を何年か設けるということはあるか。

○事務局：

1歳児1年保育事業の定員については、事業者と協議中である。

○森田会長：

審議会では、規定の定員をまず認めるということによいか。また、数年の間は0～2歳で臨時の利用定員を設けて、いま待機している子どもをそこで保育していくということも考えてもらえるということによいか。

○事務局：

そのとおりである。

○森田会長：

設置主体の事業者については、西東京市ですでに保育施設を運営しているが、何か問題が発生したということはあるか。

○事務局：

問題が発生したことはない。また、平成28年度に実施した第三者評価をしており、評価の調査結果によると、総合的な満足度として「たいへん満足」が53.3%、「満足」が44.4%、合計で97.7%という高い数値の施設である。

○森田会長：  
何かご質問・ご意見はあるか。

(特になし)

○森田会長：  
これで今年度予定している定員数となるわけだが、前回承認した施設と合計すると何人くらいになるか。

○事務局：  
他に分園化を進めているところもあり、市としては今年度150人程度増やしたい。

○森田会長：  
1歳児の定員を増やすことは難しいが、0歳の今年度の待機児くらいは定数として確保できるというところか。

○事務局：  
空きの部分等も活用していきながら、できるだけ多くの定員を確保していきたい。

○森田会長：  
いずれにしても、定員を増やしたからといって、年齢や地域等のこともあるので、現在の待機児数を考えると、来年待機児が出ないとはいえないと思う。次年度からの子ども・子育て支援事業計画では、もう少し多様な保育の在り方というものを考えていかなければと思っている。

この議題については、承認ということによろしいか。

(異議なし)

### (3) 計画専門部会の構成について

○森田会長：  
昨年度からこれまで、子ども・子育て支援事業計画とそれを包含する子ども・子育て支援全体の計画の見直し・策定のため、調査・検討を行う専門部会を設置しており、議論した内容を審議会に報告してもらっている。審議会の委員体制が新しくなったため、事務局から計画専門部会の構成について提案がある。

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料7、資料8について説明)

○森田会長：  
部会員以外の審議会の委員に関しては、参加することはできるか。参加できる場合、傍聴というかたちか、参加して意見をいうことが可能か。これまでも専門部会を設け

てきたが、審議会委員には専門部会の日程等について事前にお知らせをしている。このテーマは自分も聞きたいということであれば、参加してもらって構わないとしている。

○事務局：

専門部会について、審議会委員の方々は、オブザーバー参加と傍聴参加ということで2種類の参加の方法を専門部会開催前にお知らせしている。オブザーバー参加は、部会長の許可を得て発言することができるということとしている。

○森田会長：

これから調査を踏まえ、具体的に計画を策定していく段階となる。このテーマについて聞きたいということであれば、部会員以外の委員も参加可能である。最終的には、審議会に全て報告があり審議するものである。

それでは、計画専門部会の構成については、事務局から提案のあったメンバーで、部会長は引き続き谷川専門委員にお願いしたいと思う。よろしいか。

(異議なし)

## 2 報 告

### (1) 幼児教育・保育無償化について

○森田会長：

事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料9について説明)

○事務局：

資料9に記載されている内容が、西東京市の幼児教育・保育無償化の全体像となる。

○森田会長：

資料9の記述が少しわかりづらい。利用料の欄で「上限月額〇〇円」というところは、保護者からすると、上限月額〇〇円まで払えばいいんだな、と理解すると思う。これは、例えば認証保育所だと、一般的に7～8万円くらいの保育料だと思うが、保育料のうち37,000円までが無償になるという意味が正しい。

○武田委員：

言葉を足せばいいと思う。上限月額〇〇円「まで補てん」や「まで補償」等。

○森田会長：

そのように書かないと逆に捉えてしまう。「無償」は払わなくていいということとはわかる。

資料9の実費負担（食材料費）の欄の保育所について。低所得層については、いま保育料がほぼ無償になっている人たちが、主食費負担により逆に有料になってしまうとい

う問題があった。このことについて、市では、全ての利用者の主食費を無料にすることはできないため、国の示した考えと同様の年収360万円未満の世帯を対象に負担軽減をするという考えを示し、審議会でも議論した。その内容が具体化され、この資料に記載されている。

実費負担（食材料費）の欄の幼稚園について、内容がわかりづらい。幼稚園の主食費の独自負担軽減について、これについては年収360万円未満という記載がない。全ての幼稚園を利用する人が対象ということなのか。

○事務局：

「保育所、地域型保育事業と同様」ということで、年収360万円未満の世帯と第3子以降については、主食費の独自負担軽減を実施するということである。

○森田会長：

そうであれば、そのように記載してあるとよい。主食費の負担軽減に該当する人数はどれくらいか。

○事務局：

幼稚園については、幼稚園利用者およそ2,400人のうち、360人くらいが該当する。

○森田会長：

保育所の方はどうか。

○事務局：

すぐに確認ができない。

○森田会長：

年収360万円未満というとC階層くらいか。

○事務局：

D4階層である。

○森田会長：

保育所の利用者負担は階層別であり、A階層が生活保護費受給世帯、B階層が市民税の非課税世帯、C階層が市民税の均等割のみ課税世帯、D階層は市民税の所得割額も課税される世帯となっている。保育所で主食費の負担軽減の対象となるのが、D4階層くらいまでということである。該当する人数は、保育所だと半分くらいになるのではないか。おそらく、幼稚園より該当者が多いと思うが。

幼児教育・保育無償化といっても、「食」というところが教育の内容でないという、大激論の中で国が決めたルールである。ただし、いま話をしたように低所得層については、この経費を減免していくということで、市、そして東京都として決めたものである。

もうひとつ聞きたい。資料9の対象施設・事業の欄の認可外保育施設等で、国が5年間支援するとしているが、これについてはできる限り指導していただき、指導監督基準

を満たすようにしてほしいと思う。この点についてはどのような対応があるか。

○事務局：

指導監督基準を満たしていない施設に関してだが、これまで市内で指導監督基準の対象となっていた施設は、基本的に全て、指導監督基準を満たしていると考えている。いわゆる病院内の院内保育とヤクルト保育については、事業所内で就労している方のお子さんのみを預かる施設ということで、いままで指導監督基準の対象になっていない施設であった。これらについては、今後、都で指導監督基準を満たしているかどうか確認する訪問がある。そのなかで、満たしていないところは、満たせるように助言していくとともに、ブロック会議等に招きながら、保育の質を確保していくとか、認可を取得できるようなどころには、場合によっては認可化に誘導していきたいと考えている。

○森田会長：

主食費の負担軽減と指導監督基準に関することの2点について、お願いをしてきたところであるが、それらの対応は検討してもらえたようである。

保育所の主食費の負担軽減に該当する人数はわかりそうか。

○事務局：

確認して、後日お知らせする。

○森田会長：

後日明らかにしていただくということでお願いします。

○武田委員：

10月から幼児教育・保育無償化が開始されると、その事務作業で、現場が非常に混乱すると懸念している。未収があった場合の事業者負担の問題とか、それを原因とする給食の質の低下等につながらなければいいなと懸念している。

一時保育を3歳以上児が利用するということはまれだが、年間何人かいるので、どういうかたちで減免されるのか、給食の実費徴収をどうするのか、という実際に動き始めると細かいところでたくさん疑問が出てくると思う。それらについて、都度、整理しながら、情報提供していったほしいと思っている。

○森田会長：

一時保育利用の場合は、対象となるのは、子どもが3歳になった日からか、3歳になった後の最初の4月からか。

○事務局：

保育所と同様に3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）からとなる。

○森田会長：

保育所と同様の考え方で一時保育はスタートするということである。これは国の考え方と同じか。

○事務局：

そうである。

○森田会長：

続いて、未収の場合はどのように対応するか。また、事務量が増加するという懸念に対する配慮というものは行政として何か検討されたか。

○事務局：

事業者には、説明会を開いて説明をしているが、未収については市も相談に乗って進めていきたい。事務負担については、今後どのような事務が増えていくのかということを検証していきたいと考えている。

○武田委員：

かなり現場が混乱するだろうということは推測できる。制度がスタートしてからたくさん問題が出てくるだろうし、いろいろ整理しながら前に進むしかないと思っている。

○森田会長：

保育所が独自に集金するのは、年収360万円以上の方の給食の副食費と主食費ということか。

○武田委員：

そうである。該当者がどういうかたちで示されるのか・・・例えば非該当者のリストとか。実際に徴収していくうえでは、現金をどのように扱うか。口座振替になると思うが、その口座振替の手数料は事業者が負担するのか。そういう細々とした出費、あるいはそれに伴う事務量の増加、事務員の配置、そういった問題が出てくるだろう。

また、一時保育の利用についても、保育の認定証を持っていて、保育所に入れていない場合は無償になる。利用者が認定証を持っているかどうかというのは、私たちは全くつかめない。その確認をどうするのか。その場で料金を徴収するのか、あるいは、後ほど利用者本人が市役所に清算をしに行くのか。いま考えただけでもいくつか出てくる。そういったことをどこかで議論しながら、なるべく簡便なかたちでできるといいと思う。

○森田会長：

実際に動きながら、どこを市が担い、どこを現場が担うのかという調整をしていってほしい。とくに現金が伴うことについて。低所得でなくとも家計が急変した場合等、利用料を支払うことができないという問題について、これまでもあったが、いわゆる給食費、保育料の未納問題ということが起こり得る。そこをどう保障していくか。この問題については注視していきたい。できる限り、とくに子どもたちに影響が出ないように進めてほしい。

それでは、この報告事項についてはよろしいか。

(意見なし)

(2) 令和元年度審議スケジュールについて

○森田会長：  
事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料10について説明)

○森田会長：  
委員の皆様におかれては、お忙しいこととは思いますが引き続きよろしくお願ひしたい。

3 その他

○森田会長：  
諮問のあった「保育所入所選考基準の見直しについて」、審議会意見がまとまったため、本日答申をした方がよいか。

○事務局：  
後日、会長から答申をいただくということでお願ひしたい。

○森田会長：  
それでは、諮問を受けた「保育所入所選考基準の見直しについて」の答申は、私が審議会を代表して行うこととしたい。  
その他、事務局から何かあるか。

○事務局：  
次回の審議会は、11月下旬を予定している。委員の皆様のご都合をお聞きして、日程調整を行うので、よろしくお願ひしたい。

○森田会長：  
以上で令和元年度第3回子ども子育て審議会を閉会する。

閉会